

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
が  
翌  
日  
に  
そ  
の  
日  
は、  
休  
み  
日  
と  
し  
て  
扱  
う  
。

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- 都市計画事業の認可（下水道課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

鳥取県告示第九百五十三号

会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住）地区農

業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年十二月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
会見町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十四号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）恩志第三地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

縦覧に供する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市福原土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したの  
で、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市福原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年六月二十六日から平成九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市東福原字大向大境、字北原ノ一及び字北原ノ八並びに上福原字  
下大境の各一部

四 事務所所在地

米子市東町二二四 大成建設株式会社米子営業所内

五 設立認可の年月日

平成四年六月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成五年十二月八日

鳥取県告示第九百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、  
気高町から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県  
土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供す  
る。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画下水道 気高町公共下水道

二 都市計画を定める土地の区域

気高郡気高町大字浜村字勝田谷口、字東濱、字北濱、字新屋敷、字家廻り下、字家廻り中、字八件屋、字屋敷廻り、字前田、字小谷前、字猫石、字濱崎、字向田、字五反田、字八反田、字海老田、字長田、字西濱、字測ノ上、字日焼田、字蛇谷及び字新坂、大字勝見字砂山、字仲沢、字湯尻、字大善部、字東山崎、字村屋敷、字御茶屋廻り、字御馬場ノ前、字寺ノ前、字御馬場ノ上、字杖拔、字杉谷口、字大沢、字西山崎、字湯鼻、字山崎、字長江、字福田尻、字長江越前、字大方、字乗御前口、字前田、字谷奥、字乗御前、字家向、字要害谷、字大畑ケ及び字家ノ上、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、大字八幡字宮ノ前、字合路、字上長江、字川井田、字屋敷田、字太田、字向田、字狭間、字宮田、字屋敷廻り、字宮ノ前、字下長江、字宮ノ後、字新田南立、字濱新田南立及び字嶋、大字下原字竹谷口、字村上ノ切、字村下ノ切、字堂ノ前、字家ノ前、字早稲田、字地藏田、字二本木、字門田、字高下、字北四郎三田、字八幡山、字下家ノ後、字上家ノ後及び字城ノ谷、大字八束水字大東新田、字外新田東通、字外新田、字新田東屋敷通、字新田西屋敷通下、字新田西屋敷通上、字中新田、字西高下、字坂尻下ノ立、字砂邊、字村屋敷、字鶴木坂、字短尾、字鶴木

坂口、字鶴木谷、字釜ノ口、字向山、字前田和田、字屋敷及び字姫路、大字下坂本字矢口、字下矢口及び字矢口平、大字日光字西濱測ノ上、字西濱測ノ中、字西濱測道ノ上、字西濱測ノ下、字土手ノ下、字西濱屋敷、字東濱測、字宮ノ下、字東濱中、字東濱屋敷廻り、字平磯及び字小池、大字富吉字前田、字伊幸田、字屋敷通及び字三反田並びに大字宝木字、土手ノ下、字母木新田、字下母木新田、字上河原、字古川、字和田新田、字草屋新田、字下河原、字馬建上、字馬建下、字文吉新田、字西六畝田、字新町、字屋敷廻り、字前田、字瀬戸田、字土居田、字北田、字内堀、字城山、字大所、字若宮、字深田、字イブクワ、字沖代、字流田、字南谷、字池田、字廣田、字荒堀、字西濱及び字母木高濱

鳥取県告示第九百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、若桜町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

若桜都市計画下水道 若桜町公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

八頭郡若桜町大字若桜字板谷、字樋戸前、字下河原、字板谷前、字蓮道寺前、字蓮道寺、字円徳、字馬橋ノ元、字農人町下分、字石屋開地、字鉄砲町、字中島、字屋堂羅河原、字スケト及び字古城山、大字高野字馬場田、字上松田、字下土居、字初谷口、字ドヲドウ、字西開地、字五反田、字門所、字若客山、字下五輪河原、字妙見廻り、字若宮、字宮ノ谷、字向上畑、字馬場田中通及び字ム子ソリ、大字三倉字大工村、字門所、字上開地、字口城谷及び字桜谷、大字赤松字大河原、字栗尾前、字赤松屋敷、字大助屋敷、字内町屋敷、字八斗代、字汁田、字内町前田、字地免田、字和田、字柳ヶ坪、字内権現、字長通り、字馬場、字中瀬、字菅町及び字寺所、大字屋堂羅字神護、字小場、字小場ノ下、字大畑ヶ、字小シラ谷、字八斗代、字越前、字中村、字大石谷、字谷口、字寺ノ下及び字羽落合、大字浅井字三石ナシ、字湯の口、字深田、字隅田、字一本森、字六斗代、字樋ヶ淵、字屋敷廻り、字副ノ内、字江下、字松尾、字下モ田、字前田及び字車堂、大字大炊字太田、字家廻り、字前田、字宮ノ下及び字尾崎並びに大字岸野字八幡、字上土居、字中代及び字下代

変更する部分

八頭郡若桜町大字若桜字権現シマ、字馬橋、字坂川、字隅田、字立石、字大石、字井手ノ下、字農人町上分及び字坂の下

鳥取県告示第九百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月一日 鳥取県指令受都計三十二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字乗越川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市相生町三三

合名会社堀田石油店

代表社員 堀田靖郎

鳥取県告示第九百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

気高町

二 都市計画事業の種類及び名称

気高都市計画下水道事業 気高町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月十四日から平成十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 気高郡気高町大字浜村字勝田谷口、字東浜、字北浜、

字新屋敷、字家廻り下、字家廻り中、字八軒屋、字屋敷廻り、字前田、字小谷前、字猫石、字浜崎、字向田、字五反田、字八反田、字海老田、字長田、字西浜、字測ノ上及び字日焼田、大字勝見字砂山、字中沢、字湯尻、字大善部、字東山崎、字村屋敷、字御茶屋廻り、字御馬場ノ前、字寺ノ前、字御馬場ノ上、字杖坂、字杉谷口、字大沢、字西山崎、字湯鼻、字山崎、字長江、字福田尻、字長江越前、字大方、字乗御前口、字前田、字谷奥、字乗御前、字家向、字要害谷、字大畑ケ及び字家ノ上、大字八幡字宮ノ前、新町二丁目並びに新町三丁目

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十一年三月三十一日まで

（変更前昭和五十六年十一月二十七日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 東伯郡関金町大字関金宿字五反田、字鳥越、字大坪、字釈迦山、字釈迦谷、字長尾、字長尾尻、字大屋敷及び字堤谷、大字大鳥居字宮田、字垣内、字道ノ上及び字五反田並びに大字安歩字下中島

追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字佐野、字下佐野、字鳥越山、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内、字藪ノ内平、字小和坂、字小和坂山、字寶原、字ジャキ谷、字横路山、字曾谷口、字唐鴨口、字唐鴨及び字唐鴨山、大字大鳥居字新林峯、字新林、字仙隠、字仙隠峯、字下出口、字下野畑、字油木、字上坂、字朝干前、字下朝干、字

2 使用の部分

変更なし

上朝干、字朝干、字小谷、字ウナ谷、字大林、字峰コ  
ロビ、字谷尻、字北側、字南側、字下野田、字中野田、  
字上野田、字大江子、字崩橋、字カゲト、字中新田、  
字玉仙塚、字中坂ノ上、字上道端、字堂ノ上、字井手  
南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根及び字上河原並び  
に大字安歩字壺里塚、字西山、字中山、字北小鳥渡り、  
字南小鳥渡り、字新九郎田、字山根、字屋敷通、字荒  
神ノ上、字宮ノ前、字前田、字坂ノ下及び字嘉平田

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

平成五年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年十二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一 日時 平成五年十二月二十二日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 平成六年新成人研修会開催要領について

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年十二月十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

一 日時 平成五年十二月十七日(金) 午後三時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室

三 議題

1 平成六年度鳥取県立鳥取育学校高等部・専攻科生徒募集要項につい

て

2 その他

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第百二二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	桃太郎日記2	株式会社ニューギン
〃	レディースオープン2	〃
〃	レディースオープンED	〃
回胴式遊技機	ベガスガール	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY